

社会教育法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第五十九号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、社会教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

平成二十年六月十一日

文部科学大臣 渡海 紀三朗

社会教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令

（社会教育主事講習等規程の一部改正）

第一条 社会教育主事講習等規程（昭和二十六年文部省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条各号列記以外の部分中「左の」を「次の」に、同条第三号中「四年」を「二年」に改め、同条第

五号を次のように改める。

五 その他文部科学大臣が前各号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めたる者

第八条第二項中「行なう」を「行う」に改める。

第九条中「但し」を「ただし」に改める。

第十条各号列記以外の部分中「左の」を「次の」に改める。

(図書館法施行規則の一部改正)

第二条 図書館法施行規則(昭和二十五年文部省令第二十七号)の一部を次のように改正する。

第二条各号列記以外の部分中「左の」を「次の」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 法第五条第一項第三号イからハまでに掲げる職にあつた期間が通算して二年以上になる者

第二条に次の一号を加える。

四 その他文部科学大臣が前各号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めたる者

第三条中「高等学校、中等教育学校若しくは法附則第十項の規定により高等学校に含まれる学校を卒業した者又は高等専門学校第三学年を修了した者」を「学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者(法附則第十項の規定により大学に入学することのできる者に含まれる者を含む。)」に改める。

第六条中「第二項」の下に「各号及び大学通信教育設置基準(昭和五十六年文部省令第三十三号)第五条第一項第二号」を加える。

第九条中「但し」を「ただし」に改める。

第十条各号列記以外の部分中「左の」を「次の」に、同条第二号中「同程度」を「同等」に改める。

第十一条各号列記以外の部分中「高等学校」を「中等学校、高等学校尋常科又は青年学校本科」に、「左の」を「次の」に改め、同条中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、同条第五号中「同程度」を「同等」に改め、同号を同条第三号とする。

(博物館法施行規則の一部改正)

第三条 博物館法施行規則(昭和三十年文部省令第二十四号)の一部を次のように改正する。

第五号列記以外の部分中「左の」を「次の」に、同条第二号中「学芸員補に相当する職又はこれと同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの」を「法第五条第二項に規定する職」に改める。

第七条第二項中「第二項」の下に「各号及び大学通信教育設置基準(昭和五十六年文部省令第三十三号)第五条第一項第二号」を加える。

附 則

この省令は、社会教育法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第五十九号)の施行の日(平成二十年

六月十一日) から施行する。